

令和4年 水道水質関連事故事例(1/2)

厚生労働省水道課

事業名等	都道府県	発生日	水道の種類	施設概要(水源)	事故概要	事故原因	今後の対応	備考
専用水道 (病院)	千葉県	令和4年1月4日	専用水道	膜ろ過 (深井戸、浄水受水)	水質検査の結果、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、ホルムアルデヒドの水質基準値超過が判明したため、飲用系統を深井戸から浄水受水への切り替えを行った。その後、水質基準に適合していることを確認した。	井戸水処理排水全量を井戸水現水槽へ返送していたこと等		
横浜市水道事業	神奈川県	令和4年1月27日	水道事業	凝集沈殿、急速ろ過 (表流水)	作業用通路内に溜まっていた雨水を場内の排水処理施設を経由して河川に放流したが、雨水の中に配管から漏洩していた次亜塩素酸ナトリウムが混入していた。河川放流を停止し、原水に返送したところ、塩素酸の濃度が水質基準を超過した。	次亜塩素酸ナトリウムを含む雨水を排水処理施設に入れ、原水に返送したため。	排水処理施設に繋がるルート外の水を入れられないことを浄水場の運転マニュアルに明記する。また、排水処理施設の水を原水へ返送しないこと、施設内に溜まった雨水は別途処分することを徹底する。さらに、作業用通路内には雨水が溜まらないよう修繕工事を実施する。	
中ノ峠簡易水道事業	石川県	令和4年1月31日	簡易水道事業	膜ろ過 (表流水)	浄水場の非常用発電機の燃料(軽油)が、配水池に混入したため臭気異常が発生した。給水車による応急給水を実施し、事故発生の翌日には仮設水槽を設置し配水を行った。汚染された配水池と配管の洗浄を実施し、臭気の異常がないことを確認し、飲用を再開した。	配管から漏洩した軽油が、コンクリート目地部分から地下の配水池に混入したため。	配水池の防水改修工事を実施する。	
小規模貯水槽水道 (雑居ビル)	東京都	令和4年3月3日	小規模貯水槽水道	受水槽 (浄水受水)	利用者から異臭や濁りに関する問い合わせがあり、調査した結果、昨年末に受水槽排水ポンプが故障して汚水が受水槽に流入し、その際、ポンプの修理は実施したが、受水槽・高置水槽(以下「貯水槽」)の清掃は実施していなかったこと、水道水で一般細菌、大腸菌、臭気、色度、濁度が水質基準を超過していることが判明した。貯水槽の清掃・消毒を実施し、水質基準適合を確認したが、再び利用者から異臭に関する問い合わせがあり、調査した結果、受水槽室内の排水配管が破損しており、排水配管から床面に漏れ出した排水が、マンホールを通じて受水槽内に流入していたこと、水道水で一般細菌、大腸菌、臭気、色度、濁度が水質基準を超過していることが判明した。排水配管の修復と貯水槽の清掃・消毒を行い、異常がないことを確認し、飲用を再開した。	排水ポンプ故障及び排水配管の破損により受水槽内へ汚水が流入したため。	地下式受水槽の廃止を検討する。	
上佐ヶ野簡易水道事業	静岡県	令和4年5月12日	簡易水道事業	塩素消毒 (深井戸)	継続して塩素消費量が少なかったため減菌器の確認を行ったところ、ホース内に塩素の結晶が詰まっていることが判明した。減菌器付近の給水栓で残留塩素が不検出であったため保健所へ報告し、水道利用者へ飲用不可の周知を行った。その後、減菌器の修繕を実施し、給水栓で残留塩素が検出されたことから飲用を再開した。	減菌器ホース内の閉塞	減菌器の点検や日常検査による残留塩素濃度の記録を実施するとともに緊急連絡網を構築し、水質異常時には、保健所等への連絡を徹底する。	
飲用井戸等	福島県	令和4年5月23日	飲用井戸	塩素消毒 (深井戸、浄水受水)	水質検査の結果、深井戸で水銀及びその化合物の水質基準値の超過を確認。調査の結果、深井戸帯水層内の自然由来によるものと考えられたことから、深井戸の利用を中止(深井戸とは別に浄水を受水していることから、生活用水の供給に支障なし)。	自然由来	深井戸の利用を中止した。	
簡易専用水道 (一般送配電事業者)	静岡県	令和4年6月7日	簡易専用水道	上水道	水質検査を行った結果、大腸菌が検出されたため給水を停止した。その後、受水槽等の清掃を実施し、大腸菌が不検出となったことから給水を再開した。	不明		
小規模貯水槽水道 (学校)	山口県	令和4年6月17日	小規模貯水槽水道	浄水受水	水質検査の結果、残留塩素が検出されなかったため飲用停止とした。その後、受水槽方式から直結給水方式へ変更し、残留塩素濃度が0.1mg/L以上検出されることを確認した。	水の滞留		
豊田市水道事業	愛知県	令和4年7月8日	水道事業	膜ろ過 (表流水)	水質検査を行った結果、トリクロロ酢酸の水質基準値の超過を確認。その後、摂取制限を伴う給水継続を開始。3日連続で水質基準に適合することを確認した後、摂取制限を解除。	原水の水質悪化(降雨が続き原水の色度や濁度が上昇)等		

令和4年 水道水質関連事故事例(2/2)

厚生労働省水道課

事業名等	都道府県	発生日	水道の種類	施設概要(水源)	事故概要	事故原因	今後の対応	備考
飲用井戸等	大阪府	令和4年7月11日	飲用井戸	急速ろ過、膜ろ過 (表流水)	立入検査により、塩素酸の水質基準値の超過を確認。薬液タンクを洗浄・水質検査を実施したが、再び塩素酸が水質基準値を超過した。その際には浄水槽の水位が低く、次亜塩素酸ナトリウムの自動測定器循環ポンプが誤作動し、過剰注入していた。循環ポンプが正常運転した後、水質検査を行い、水質基準に適合することを確認した。	次亜塩素酸ナトリウムの不適切な管理と循環ポンプの誤作動	薬液タンクの温度管理と運用水位管理を適切に行う。	
専用水道 (社会福祉施設)	大阪府	令和4年7月11日	専用水道	除鉄・除マンガン (深井戸、浄水受水)	立入検査により、塩素酸の水質基準値の超過を確認。薬液タンク・処理水槽・屋上タンクの洗浄及び次亜塩素酸ナトリウムの仕様をより品質の良い製品に変更し、水質基準に適合することを確認した。	水使用量の減による、塩素の薬液タンク内滞留時間の増加	夏場の高温期はより品質の良い次亜塩素酸ナトリウムを使用する。	
専用水道 (病院)	大阪府	令和4年7月12日	専用水道	急速ろ過 (深井戸、浄水受水)	深井戸浄水の水質検査を行った結果、塩素酸の水質基準値の超過が確認されたため、浄水受水への切り替えを実施(井戸水の飲用制限を実施)。その後、塩素濃度の管理マニュアルの作成及び塩素注入タンクが設置されている室内の空調機の更新を行い、深井戸からの給水を再開。	次亜塩素酸ナトリウムの過剰注入	次亜塩素酸ナトリウムの管理の徹底	
専用水道 (ホテル)	大阪府	令和4年7月26日	専用水道	除鉄・除マンガン、 急速ろ過 (深井戸)	立入検査により、塩素酸、マンガン及びその化合物の水質基準値の超過及び、残留塩素濃度0.05mg/lを確認。薬品タンク・処理水槽等の清掃を実施した上で、次亜塩素酸ナトリウムをより品質の良い製品に変更し、水質基準に適合することを確認した。	次亜塩素酸ナトリウムの不適切な管理	次亜塩素酸ナトリウムをより品質の良い製品へ変更する。	
専用水道 (病院)	群馬県	令和4年9月6日	専用水道	除マンガン (深井戸、浄水受水)	水質検査の結果、塩素酸の水質基準値の超過を確認。薬液タンク内の薬液の入替を実施し、水質基準に適合することを確認した。	次亜塩素酸ナトリウムの不適切な管理	次亜塩素酸ナトリウムをより品質の良い製品へ変更するとともに、次亜塩素酸ナトリウムの保管場所にエアコンを設置する。	
専用水道 (学校)	大阪府	令和4年10月3日	専用水道	除鉄・除マンガン、 膜ろ過 (深井戸)	水質検査の結果、塩素酸の水質基準値超過が判明したため、薬液タンクの清掃及び新しい次亜塩素酸ナトリウムへの入れ替えを行った。その後、水質基準に適合していることを確認した。	次亜塩素酸ナトリウムの劣化	次亜塩素酸ナトリウム管理の徹底	
兵庫県水道用水供給事業	兵庫県	令和4年12月2日	水道用水供給事業	急速ろ過 (表流水)	原水で異臭が確認されたため取水を停止。水質検査を行った結果、TOCの水質基準値の超過を確認。原水のTOC濃度が低下したことを確認し、取水・浄水処理を再開。原因物質がエタノールであることを特定(取水している河川の支流へ流入する水路においてエタノールを検出)した後、水道用水の供給を再開。	原水の汚染		